

『武鑑』における「居城」・「在所」表記に関する一考察

白 峰 旬

はじめに

幕藩制下における大名家格制と城郭の関係については、すでに加藤隆氏がその著書『幕藩体制期における大名家格制の研究』⁽¹⁾、『幕藩体制と城郭』⁽²⁾において、優れた業績を提示している。特に『幕藩体制期における大名家格制の研究』は、現時点(2009年)から見て、40年前に刊行されたものであり、当時いち早く大名家格制について研究成果としてまとめた着眼点の確かさには刮目すべきものがあるが、その後、他の研究者によって、この加藤氏による研究業績を城郭史の視点から継承・発展させた研究動向は久しく見られない点は遺憾と言わざるを得ない。その背景としては、城郭の軍事的側面が強調される一方で、城郭史と政治史をリンクさせて考察する傾向が依然として稀薄であることとも関連すると思われる。

江戸時代における城郭の存在形態を考える場合、幕藩間の関係を政治的に規定する大名家格制の問題は根幹的な意味を包含している。よって、各居城の城主である大名の家格について、その変遷を個々に検討する基礎的作業が重要であることは言を俟たない。

こうした視点から、本稿では、江戸時代における各時期の大名データベースとも言うべき『武鑑』⁽³⁾の記載内容をもとに、①城主格大名に関する事例(表1参照)、②城持大名に関する事例(表2参照)、③無城主大名に関する事例(表3参照)、④享保期以前に廃藩になった大名の家格に関する事例(表4参照)の諸事例について具体的に検討していきたい。『武鑑』では、御三家とその連枝、及び家門大名については、「御在城」〔城持大名、城主格大名に該当するケース〕、或いは、「御在所」〔無城主大名に該当するケース〕として区分し、それ以外の大名については、「居城」(ただし、一部例外的に「在城」表記がある)〔国持大名、准国持大名、城持大名、城主格大名に該当するケース〕、或いは、「在所」(ただし、一部例外的に「住所」表記、「居所」表記がある)〔無城主大名に該当するケース〕として区分しているので⁽⁴⁾、このような区分表記とそれぞれの大名家格の整合性の有無について検討し、その意味を考察していきたい。

なお、『武鑑』についての本格的研究は、藤資久美子氏により近年積極的に進められており、同氏の『武鑑出版と近世社会』⁽⁵⁾があるほか、2008年に刊行された最新刊として同氏の『江戸の武家名鑑—武鑑と出版競争—』⁽⁶⁾がある。

藤資氏は、前掲『江戸の武家名鑑—武鑑と出版競争—』において、①『武鑑』は17世紀中ごろに出版されはじめ、慶応3年(1867)の大政奉還まで200年以上の間出版され続けた、②『武鑑』

の板元を代表するのは江戸の須原屋と出雲寺であり、この両板元の『武鑑』の出版をめぐる攻防は約100年(宝暦期～天保期)にわたって繰り広げられた、③『武鑑』系統の出版史上、最も古いのは寛永20年(1643)の『(御大名衆御知行十万石迄)』であって、書名で画期となったのは貞享2年(1685)刊の『本朝武鑑』であり、『正徳武鑑』をもって年号に『武鑑』の二字を足した書名に固定した、④『武鑑』の「大名付」における大名記載順は、甲府・館林両松平家の絶家後は、巻頭に御三家、越前松平家、会津松平家に固定され、それ以外は本藩の領知高順に配列されて、分家(支藩)を本家(本藩)の後に記す原則が見られた、⑤『武鑑』の「大名付」における記載項目の増補過程には、第一期(寛永期末～寛文期までの30年間)…大名家当主に関する記事を充実していく時期、第二期(延宝期～元禄期の20余年間)…参勤交代に関する記事などを増補していく時期、第三期(宝永期～延享期までの40年間)…幕府が出した本格的な出版統制令により、大きな記載項目の追加が見られない時期、第四期(宝暦10年以降)…須原屋と出雲寺の二板元での増補が競われる時期、というように四つの時期があった、などの諸点を指摘しているが、本稿で扱う視点からの大名家格に関する検討はされていない。

1. 城主格大名に関する事例

加藤隆氏の研究によれば、江戸時代における城主格大名は19の大名家があり⁽⁷⁾、加藤氏の研究をもとにまとめたものが表5である。表5によれば、19の大名家のうち、城主格になった年次が不明の2家(藤堂氏、黒田氏)と1700年代後半に城主格になった2家(毛利氏、本多氏)を除くと、他はすべて、1800年代(文化期以降)に城主格になったことがわかる。

この城主格大名19家について、『武鑑』(承応4年〔1655〕)から『武鑑』(慶応3年〔1867〕)までの経年変化を追ってみると表1のようになる。

久居(藤堂氏)については、加藤氏の研究では城主格になった年次が不明とされているが、表1(A-1)によれば、寛文12年(1672)～天明4年(1784)までは継続して「在所」表記であり、寛政3年(1791)～慶応3年までは継続して「居城」表記である。よって、藤堂氏が城主格になった年次は天明5年(1785)～寛政2年(1790)の間であると推測できる。

秋月(黒田氏)についても、加藤氏の研究では城主格になった年次が不明とされているが、表1(A-2)によれば、寛文12年～天和元年(1681)までは継続して「在所」表記であり、天和3年(1683)～貞享5年(1688)は「在城」表記、元禄4年(1691)～慶応3年までは継続して「居城」表記である。よって、黒田氏が城主格になった年次は天和2年(1682)である可能性が高い⁽⁸⁾。なお、明暦2年(1656)にも「居城」表記があるが、前述のように寛文12年～天和元年まで「在所」表記であることを考慮すると、明暦2年の時点で城主格になったとは考えにくい。

長府(毛利氏)は、天明3年(1783)に城主格になったが、表1(A-3)によれば、寛文12

年～安永2年（1773）までは継続して「在所」表記である（ただし、元禄4年～同8年（1695）の「在所城」表記⁽⁹⁾、宝永2年（1705）～同7年（1710）の「居城」表記⁽¹⁰⁾は除く）。そして、天明4年～慶応3年までは継続して「居城」表記であることから、城主格になった天明3年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わったことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。

泉（本多氏）は、寛政2年に城主格になったが、表1（A-4）によれば、宝暦5年（1755）～天明4年までは継続して「在所」表記である。そして、寛政3年～慶応3年までは継続して「居城」表記であることから、城主格になった寛政2年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わったことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。

与板（井伊氏）は、文化元年（1804）に城主格になったが、表1（A-5）によれば、宝永7年～享和3年（1803）までは継続して「在所」表記である。そして、文化6年（1809）～慶応3年までは継続して「居城」表記であることから、城主格になった文化元年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わったことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。

佐野（堀田氏）は、文政8年（1825）に城主格になったが、表1（A-6）によれば、天保4年（1833）～慶応3年まで継続して「居城」表記になっているので、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。

鶴牧（水野氏）は、文政8年に城主格になったが、表1（A-7）によれば、天保4年～慶応3年まで継続して「居城」表記になっているので、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。

徳山（毛利氏）は、天保7年（1836）に城主格になったが、表1（A-8）によれば、元文6年（1741）～天保4年まで継続して「在所」表記である。そして、天保14年（1843）～慶応3年までは継続して「居城」表記であることから、城主格になった天保7年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わったことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。ただし、寛文12年～享保17年（1732）まで継続して「居城」表記であるが、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、この期間は家格が城主格であったことになり、このことは今後検討を要する点であろう。

八戸（南部氏）は、天保9年（1838）に城主格になったが、表1（A-9）によれば、安永2年～天保4年まで継続して「在所」表記である。そして、天保14年～慶応3年までは継続して「居城」表記であることから、城主格になった天保9年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わったことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。ただし、宝永2年～宝暦13年（1763）まで継続して「居城」表記であるが、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、この期間は家格が城主格であったことになり、このことは今後検討を要する点であろう。

三田(九鬼氏)は、天保10年(1839)に城主格になったが、表1(A-10)によれば、安永2年~天保4年まで継続して「在所」表記である。そして、天保14年~慶応3年までは継続して「居城」表記であることから、城主格になった天保10年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わったことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。ただし、天和元年~宝暦13年まで継続して「居城」表記であるが、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、この期間は家格が城主格であったことになり、このことは今後検討を要する点であろう。なお、明暦2年にも「居城」表記があるが、前後の時代に「居城」表記が継続していない点を考慮すると、明暦2年の時点で城主格になったとは考えにくい。

小幡(松平氏)は、嘉永元年(1848)に城主格になったが、表1(A-11)によれば、安永2年~文久元年(1861)まで継続して「在所」表記である。そして、元治元年(1864)~慶応3年までは継続して「居城」表記であることから、城主格になった嘉永元年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わっていないことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記には正確に反映されていないことがわかる。その意味では、城主格になった後も依然として、嘉永4年(1851)~文久元年まで「在所」表記のままであった点は検討を要する問題である。

村松(堀氏)は、嘉永3年(1850)に城主格になったが、表1(A-12)によれば、元禄4年~宝永2年までの「居城」表記の期間を除くと、寛文12年~慶応3年まで継続して「在所」表記である。よって、城主格になった嘉永3年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わっていないことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記には正確に反映されていないことがわかる。その意味では、城主格になった後も依然として、嘉永4年~慶応3年まで「在所」表記のままであった点は検討を要する問題である。また、元禄4年~宝永2年まで継続して「居城」表記であるが、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、この期間は家格が城主格であったことになり、このことも今後検討を要する点であろう。

広瀬(松平氏)は、嘉永3年に城主格になったが、表1(A-13)によれば、宝永7年の「御在城」表記を除くと、寛文12年~元禄8年までは継続して「在所」表記であり、宝永2年~弘化4年(1847)は継続して「御在所」表記である。そして、嘉永4年~慶応3年までは継続して「御在城」表記であることから、城主格になった嘉永3年を境に、「御在所」表記から「御在城」表記に切り替わったことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。なお、宝永7年にも「御在城」表記があるが、前後の時代に「御在城」表記が継続していない点を考慮すると、宝永7年の時点で城主格になったとは考えにくい。

亀田(岩城氏)は、嘉永5年(1852)に城主格になったが、表1(A-14)によれば、宝永2年~同7年までの「居城」表記の期間を除くと、寛文12年~慶応3年まで継続して「在所」表記である。よって、城主格になった嘉永5年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わっていないことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記には正確に反映されていないことがわかる。その意味では、城主格になった後も依然として、安政元年(1854)~慶応3年まで「在所」

表記のままであった点は検討を要する問題である。また、宝永2年～同7年まで継続して「居城」表記であるが、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、この期間は家格が城主格であったことになり、このことも今後検討を要する点であろう。

柳本（織田氏）は、嘉永5年に城主格になったが、表1（A-15）によれば、寛文12年～慶応3年まで継続して「在所」表記である。よって、城主格になった嘉永5年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わっていないことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記には正確に反映されていないことがわかる。その意味では、城主格になった後も依然として、安政元年～慶応3年まで「在所」表記のままであった点は検討を要する問題である。

七戸（南部氏）は、安政5年（1858）に城主格になったが、表1（A-16）によれば、文政6年（1823）～慶応3年まで「在所」表記、或いは、「居城」表記はされていない。よって、城主格になった安政5年を境に、「居城」表記になったわけではなく、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記には正確に反映されていないことがわかる。その意味では、城主格になった後も依然として、万延元年（1860）～慶応3年まで「在所」表記、或いは、「居城」表記がされていない点は検討を要する問題である。

岩村田（内藤氏）は、安政5年に城主格になったが、表1（A-17）によれば、正徳3年（1713）～慶応3年まで継続して「在所」表記である。よって、城主格になった安政5年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わっていないことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記には正確に反映されていないことがわかる。その意味では、城主格になった後も依然として、万延元年～慶応3年まで「在所」表記のままであった点は検討を要する問題である。

三上（遠藤氏）は、万延元年に城主格になったが、表1（A-18）によれば、宝永2年～慶応3年まで継続して「在所」表記である。よって、城主格になった万延元年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わっていないことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記には正確に反映されていないことがわかる。その意味では、城主格になった後も依然として、文久元年～慶応3年まで「在所」表記のままであった点は検討を要する問題である。

敦賀（酒井氏）は、文久2年（1862）に城主格になったが、表1（A-19）によれば、元禄8年～慶応3年まで継続して「在所」表記である。よって、城主格になった文久2年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わっていないことになり、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記には正確に反映されていないことがわかる。その意味では、城主格になった後も依然として、元治元年～慶応3年まで「在所」表記のままであった点は検討を要する問題である。

なお、「城主格」（表1における▼）、「（格）」（表1における■）という記載の有無に着目すると、城主格になった後も依然として「在所」表記のままであった大名でも、敦賀（酒井氏）（表1のA-19）を除くと、城主格になった後の時代には「城主格」或いは「（格）」という記載が見られる（小幡〔松平氏〕表1のA-11、村松〔堀氏〕表1のA-12、亀田〔岩城氏〕表1のA-14、柳本〔織田氏〕表1のA-15、七戸〔南部氏〕表1のA-16、岩村田〔内藤氏〕表1のA-17、三上〔遠藤氏〕

表1のA-18)。よって、「城主格」或いは「(格)」という記載の点では、敦賀(酒井氏)以外は、城主格への家格の変化が『武鑑』での記載に正確に反映されていることがわかる。

2. 城持大名に関する事例

『武鑑』での城持大名(国持大名、准国持大名も含む)に関する表記は、前述のように「御在城」表記(御三家とその連枝、及び家門大名)、或いは、「居城」表記(それ以外の大名)である。しかし、一部の城持大名については、時代によっては「居城」表記ではなく、「在所」表記がされているケースがあり、その点についてまとめたものが表2である(ただし、表2には、そうした事例と比較対照する意味で、一貫して「居城」表記された城持大名の事例も若干含めた)。

佐土原(島津氏)は、表2(B-1)によれば、明暦2年~慶応3年まで継続して「居城」表記である。加藤隆氏は、『寛政重修諸家譜』などの分析から、島津氏が元禄12年(1699)に家格が城主になり、それまで一時、家格が無城主であった(或いは、一時、城郭ではなくて、居館、陣屋であった)と考定している⁽¹¹⁾。しかし、前述のように『武鑑』の表記を見ると、元禄期以前から一貫して「居城」表記であったことがわかり、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、家格が無城主であった時期はなかったことになる。

大聖寺(前田氏)は、表2(B-2)によれば、寛文12年~慶応3年まで継続して「居城」表記である。加藤隆氏は、前田氏は家格が城持大名であるにもかかわらず、一国一城令により廃城となっていたため、旧大聖寺城の山麓に居館を構築して居住したことを指摘している⁽¹²⁾。『武鑑』において一貫して「居城」表記であった点は、この加藤氏の指摘(前田氏の家格が城持大名であったこと)を裏付けるものと言えよう。

烏山(板倉氏等)は、表2(B-3)によれば、寛文12年~慶応3年まで継続して「居城」表記である。烏山の場合、堀氏、板倉氏、那須氏、永井氏、稲垣氏、大久保氏というように城主が目まぐるしく変わるが、一貫して「居城」表記であった点は、城主になったそれぞれの大名の家格が城持大名であったことを示している。

水口(鳥居氏等)は、表2(B-4)によれば、天和3年~慶応3年まで継続して「居城」表記である。水口の場合、加藤氏、鳥居氏、加藤氏(再封)というように城主が変わるが、一貫して「居城」表記であった点は、城主になったそれぞれの大名の家格が城持大名であったことを示している。

田原(三宅氏)は、表2(B-5)によれば、寛文12年~天和3年まで継続して「在所」表記である。そして、宝永2年~慶応3年までは継続して「居城」表記である。この「在所」表記と「居城」表記が見られる時代の城主は三宅氏であるが、三宅氏は家格が城持大名であるので、寛文12年~天和3年まで「在所」表記になっている点は検討を要する問題である。

この田原のケースと同様に、寛文12年~天和3年まで継続して「在所」表記であり、宝永2年

～慶応3年までは継続して「居城」表記であるパターンとしては、土浦（土屋氏等→表2のB-6。ただし、天和元年は「居城」表記）、壬生（鳥居氏等→表2のB-7。ただし、天和元年は「居城」表記）の事例がある。

福知山（朽木氏等）は、表2（B-8）によれば、寛文12年～貞享5年まで継続して「在所」表記である。そして、宝永2年～慶応3年までは継続して「居城」表記である。この「在所」表記と「居城」表記が見られる時代の城主は朽木氏であるが、朽木氏は家格が城持大名であるので、寛文12年～貞享5年まで「在所」表記になっている点は検討を要する問題である。

この福知山のケースと同様に、寛文12年～貞享5年まで継続して「在所」表記であり、宝永2年～慶応3年までは継続して「居城」表記であるパターンとしては、大村（大村氏→表2のB-9）、大田原（大田原氏→表2のB-10）、日出（木下氏→表2のB-11）、上山（松平氏等→表2のB-12）、苗木（遠山氏→表2のB-13）、人吉（相良氏→表2のB-14）、刈谷（稲垣氏等→表2のB-15。ただし、天和元年は「居城」表記）、下館（石川氏等→表2のB-16）、本庄（六郷氏→表2のB-17）の各事例がある。

豊後府内（松平氏）は、表2（B-18）によれば、寛文12年～元禄8年まで継続して「在所」表記である。そして、宝永2年～慶応3年までは継続して「居城」表記である。この「在所」表記と「居城」表記が見られる時代の城主は松平氏であるが、松平氏は家格が城持大名であるので、寛文12年～元禄8年まで「在所」表記になっている点は検討を要する問題である。

この豊後府内のケースと同様に、寛文12年～元禄8年まで継続して「在所」表記であり、宝永2年～慶応3年までは継続して「居城」表記であるパターンとしては、伊勢長島（増山氏等→表2のB-19）、杵築（松平氏→表2のB-20。ただし、貞享5年は「在所」或いは「居城」についての記載はない）、神戸（石川氏等→表2のB-21。ただし、元禄8年は「在所」或いは「居城」についての記載はない）の各事例がある。

佐伯（毛利氏）は、表2（B-22）によれば、寛文12年～正徳3年まで継続して「在所」表記である。そして、享保3年（1718）～慶応3年までは継続して「居城」表記である。この「在所」表記と「居城」表記が見られる時代の城主は毛利氏であるが、毛利氏は家格が城持大名であるので、寛文12年～正徳3年まで「在所」表記になっている点は検討を要する問題である。

上述の城持大名に関する事例検討とは性格が異なるが、幕末（嘉永2年〔1849〕）に築城が許可され、家格がそれまでの無城主から城持大名になった松前氏と五島氏のケースについて、『武鑑』での表記を見ると松前（松前氏）は表2のB-23、福江（五島氏）は表2のB-24ようになる。

松前（松前氏）は、表2（B-23）によれば、文化6年は「在所」表記であるが、嘉永2年の築城許可以降は、安政元年～慶応3年まで継続して「居城」表記である。よって、家格が城持大名になった嘉永2年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わったことになり（ただし、嘉永4年は「在所」或いは「居城」についての記載はない）、城持大名への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていることがわかる。

福江(五島氏)は、表2(B-24)によれば、寛文12年~天和3年まで、安永2年~慶応3年までは継続して「在所」表記である。よって、家格が城持大名になった嘉永2年を境に、「在所」表記から「居城」表記に切り替わっていないことになり、城持大名へ家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていないことがわかる。その意味では、城持大名になった後も依然として、嘉永4年~慶応3年まで「在所」表記のままであった点は検討を要する問題である。また、宝永2年~宝暦13年まで継続して「居城」表記であるが、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、この期間は家格が城主格であったことになり、このことも今後検討を要する点であろう。

3. 無城主大名に関する事例

『武鑑』での無城主大名に関する表記は、前述のように「御在所」表記(御三家とその連枝、及び家門大名)、或いは、「在所」表記(それ以外の大名)である。しかし、一部の無城主大名については、時代によっては「在所」表記ではなく、「居城」表記がされているケースがあり、その点についてまとめたものが表3である(ただし、表3には、そうした事例と比較対照する意味で、一貫して「在所」表記された無城主大名の事例も若干含めた)。

園部(小出氏)は、表3(C-1)によれば、寛文12年~慶応3年まで継続して「在所」表記である(ただし、宝永2年のみ「居城」表記である)。園部の場合、その規模から城郭のような印象を受けるが、『武鑑』では一貫して「在所」表記であることから(宝永2年の「居城」表記は除く)、家格は無城主大名であったことがわかる。

この園部のケースと同様に、寛文12年~慶応3年まで継続して「在所」表記であるパターンとしては、蓮池(鍋島氏→表3のC-2。ただし、元禄8年は「在城」表記)、鹿島(鍋島氏→表3のC-3)、東蓮寺(黒田氏→表3のC-4。ただし、天和元年は「居城」表記。享保17年以降の表記は廃藩のため記載されていない)、森(久留島氏→表3のC-5。ただし、天和3年は「居所」表記。宝永2年は「居城」表記)の各事例がある。

西条(松平氏)は、表3(C-6)によれば、天和元年~正徳3年まで継続して「御在所」表記である(ただし、宝永2年~同7年は「御在城」表記)。そして、享保3年~慶応3年までは継続して「御在城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、正徳4年(1714)~享保2年(1717)の間に城主格になったことになり、このことは今後検討を要する点であろう。

豊岡(京極氏)は、表3(C-7)によれば、寛文12年~宝暦5年まで継続して「居城」表記である。そして、宝暦13年~慶応3年までは継続して「在所」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、寛文12年~宝暦5年までは城主格であり、宝暦13年~慶応3年までは無城主大名であったということになり、このことは今後検討を要する点であろう。

伊予吉田(伊達氏)は、表3(C-8)によれば、寛文12年~延宝3年(1675)、及び、安永2年~慶応3年まで継続して「在所」表記である。そして、天和元年~宝暦13年までは継続して「居

城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、天和元年～宝暦13年までは城主格であり、寛文12年～延宝3年、及び、安永2年～慶応3年までは無城主大名であったということになり、このことは今後検討を要する点であろう。

一関（田村氏）は、表3（C-9）によれば、天和3年～天明4年まで継続して「居城」表記である（ただし、安永2年は「在所」表記）。そして、寛政3年～慶応3年までは継続して「在所」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、天和3年～天明4年までは城主格であり、寛政3年～慶応3年までは無城主大名であったということになり、このことは今後検討を要する点であろう。

綾部（九鬼氏）は、表3（C-10）によれば、寛文12年～貞享5年、及び、享保3年～慶応3年まで継続して「在所」表記である。そして、宝永2年～正徳3年までは継続して「居城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、宝永2年～正徳3年までは城主格であり、寛文12年～貞享5年、及び、享保3年～慶応3年までは無城主大名であったということになり、このことは今後検討を要する点であろう。

足守（木下氏）は、表3（C-11）によれば、寛文12年～貞享5年、及び、元文6年～慶応3年まで継続して「在所」表記である。そして、宝永2年～享保17年までは継続して「居城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、宝永2年～享保17年までは城主格であり、寛文12年～貞享5年、及び、元文6年～慶応3年までは無城主大名であったということになり、このことは今後検討を要する点であろう。

黒羽（大関氏）は、表3（C-12）によれば、寛文12年～宝永2年、及び、宝暦5年～慶応3年まで継続して「在所」表記である。そして、宝永7年～延享4年（1747）までは継続して「居城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、宝永7年～延享4年までは城主格であり、寛文12年～宝永2年、及び、宝暦5年～慶応3年までは無城主大名であったということになり、このことは今後検討を要する点であろう。

大溝（分部氏）は、表3（C-13）によれば、寛文12年～貞享5年、及び、安永2年～慶応3年まで継続して「在所」表記である。そして、宝永2年～宝暦13年までは継続して「居城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、宝永2年～宝暦13年までは城主格であり、寛文12年～貞享5年、及び、安永2年～慶応3年までは無城主大名であったということになり、このことは今後検討を要する点であろう。

小城（鍋島氏）は、表3（C-14）によれば、寛文12年～元禄4年、及び、宝暦13年～慶応3年まで継続して「在所」表記である。そして、元禄8年は「在城」表記であり、宝永2年～宝暦5年までは継続して「居城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、元禄8年～宝暦5年までは城主格であり、寛文12年～元禄4年、及び、宝暦13年～慶応3年までは無城主大名であったということになり、このことは今後検討を要する点であろう。

4. 享保期以前に廃藩になった大名の家格に関する事例

上述の検討において取り上げた幕末まで存続(東蓮寺〔黒田氏〕〔表3のC-4〕は除く)した城持大名、城主格大名、無城主大名の事例とは異なり、享保期以前に廃藩となった4大名の家格を検討するため、その点についてまとめたものが表4である。

松岡(松平氏)は、表4(D-1)によれば、寛文12年～元禄8年まで継続して「居城」表記であり、宝永2年～享保3年までは継続して「御在城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、寛文12年～享保3年まで城主格であった、ということになる。

三次(浅野氏)は、表4(D-2)によれば、寛文12年～享保3年まで継続して「居城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、寛文12年～享保3年まで城主格であった、ということになる。

宇陀(織田氏)は、表4(D-3)によれば、寛文12年～元禄4年まで継続して「居城」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、寛文12年～元禄4年まで城主格であった、ということになる。

谷村(秋元氏)は、表4(D-4)によれば、寛文12年～貞享5年まで継続して「在所」表記である。よって、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、寛文12年～貞享5年まで無城主大名であったということになる。

5. 諸事例に関する検討

上述の『武鑑』における表記の諸事例(城主格大名、城持大名、無城主大名、享保期以前に廃藩になった大名)について、以下に検討を加えることとする。

【1】城主格大名に関する検討

『武鑑』での表記をもとに、城主格大名の事例について検討すると、次のような指摘ができる。まず、従来、城主格になった年次が未詳であった久居(藤堂氏)、秋月(黒田氏)について、その年次を上述のように推定することができた。

また、城主格大名の『武鑑』における表記のパターンを分類すると、①家格が城主格へ変化した後は「在所」表記から「居城」表記に切り替わったケース(長府〔毛利氏〕、泉〔本多氏〕、与板〔井伊氏〕、佐野〔堀田氏〕、鶴牧〔水野氏〕、徳山〔毛利氏〕、八戸〔南部氏〕、三田〔九鬼氏〕、広瀬〔松平氏〕⁽¹³⁾)、②家格が城主格へ変化した後も、「居城」表記に切り替わらず、依然として「在所」表記のままであったケース(村松〔堀氏〕、亀田〔岩城氏〕、柳本〔織田氏〕、岩村田〔内藤氏〕、三上〔遠藤氏〕、敦賀〔酒井氏〕)、③家格が城主格へ変化した後も、一定の期間は「在所」表記であり、その後、「居城」表記に切り替わったケース(小幡〔松平氏〕)、④城主格になる以前・以後ともに、

「在所」表記（或いは「居城」表記）がないケース（七戸〔南部氏〕）、に大別できる。

上記①は、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されたケースであり、このケースに該当するのは、表5の中で諸事例を相対的に比較すると、早い時期（天明期～天保期。ただし、広瀬〔松平氏〕のみ嘉永期）に城主格になった事例である（表5参照）。これに対して、上記②は、城主格への家格の変化が『武鑑』での表記に正確に反映されていないケースであり、このケースに該当するのは、表5の中で諸事例を相対的に比較すると、遅い時期（嘉永期～文久期）に城主格になった事例である（表5参照）。ただし、上記②のケースは、城主格になった後も「在所」表記のままであるが、『武鑑』（文久元年）にはそれぞれ「城主格」という記載があるので（表1参照。ただし、敦賀〔酒井氏〕は、翌年の文久2年に城主格になったため、「城主格」の記載はない）、『武鑑』（文久元年）では城主格として認識されていたことは確かである。

こうした点を考慮すると、『武鑑』では、城主格大名には「居城」表記の大名と、「在所」表記の大名という2つのグループがあったことになる。この2つのグループ分けの基準は、上述したように城主格になった年次の遅速によってなされたのか、或いは、それとは別の基準があったのか不詳である。なお、城主格でありながらも「在所」表記の大名が存在したことは、「在所」表記＝無城主大名ではないケースも存在したことを示しており、その点で重要な示唆を含んでいる。つまり、『武鑑』における「在所」表記の意味について、単に無城主大名を意味するという点以外に、より広い視野で考える必要がある、ということになる。この点は後述の城持大名における「在所」表記の意味とも関連する問題である。

上記③は、該当するケースが小幡（松平氏）のみであって、他に類例がない特異なケースであるが、家格が城主格へ変化した後すぐに「居城」表記に切り替わらなかった理由については不詳である。

上記④は、該当するケースが七戸（南部氏）のみであって、他に類例がないが、「在所」表記（或いは「居城」表記）がない理由は、七戸藩主南部氏の石高である1万1000石は本家である盛岡南部氏の内分であり、在所をもたない蔵米支給の定府大名であった点⁽¹⁴⁾に起因する、と考えられる。

【2】城持大名に関する検討

城持大名（国持大名、准国持大名も含む）については、その大部分は一貫して「居城」表記であるが、一部の城持大名は時代によっては「在所」表記になっているケースがある。その具体的な事例については上述の通りであり、表2をもとにそれぞれの時代の特徴を考えると、次のように4つのカテゴリーに分類できる。

- ▼カテゴリーA…寛文期～天和期（12年間）に「在所」表記が見られるケース（田原〔三宅氏〕、土浦〔土屋氏等〕、壬生〔鳥居氏等〕）
- ▼カテゴリーB…寛文期～貞享期（17年間）に「在所」表記が見られるケース（福知山〔朽木氏等〕、大村〔大村氏〕、大田原〔大田原氏〕、日出〔木下氏〕、上山〔松平氏等〕、苗木〔遠山氏〕、人吉〔相良氏〕、刈谷〔稲垣氏等〕、下館〔石川氏等〕、本庄〔六郷氏〕）
- ▼カテゴリーC…寛文期～元禄期（24年間）に「在所」表記が見られるケース（豊後府内〔松平氏〕、

伊勢長島〔増山氏等〕、杵築〔松平氏〕、神戸〔石川氏等〕

▼カテゴリーD…寛文期～正徳期(42年間)に「在所」表記が見られるケース(佐伯〔毛利氏〕)

以上の4つのカテゴリーにおいて共通している点は、いずれも寛文期から「在所」表記が始まっている点である。そして、「在所」表記の終期は、天和期(カテゴリーA)、貞享期(カテゴリーB)、元禄期(カテゴリーC)、正徳期(カテゴリーD)というように、正徳期以前であることから、城持大名でありながら「在所」表記が見られるケースは、江戸時代中期(享保期)よりも前に見られる特徴であることがわかる。さらに、それぞれの年次幅を見ると、カテゴリーDを除くと、30年間未満ということになる。

それでは、上記の大名(カテゴリーA～D)は、どうして城持大名でありながら「在所」表記になっているのか、という点を次に検討したい。

順当に考えると、「在所」表記になっていた時代は、大名の家格が城持大名から無城主大名に降格されていた、或いは、城持大名に昇格する前であった、ととらえられるが、現実問題として居城を領有していたことや、大名家譜(『寛政重修諸家譜』など)にそのような記載が見られないことからすると、その可能性は低いと言わざるを得ない。ただし、伊勢長島のケースでは、松平氏が城主であった時代は一貫して「在所」表記であり、増山氏が城主であった時代は一貫して「居城」表記であった。この点を考慮すると、居城を領有していたにもかかわらず、家格が無城主大名であったという矛盾するような事例がごくまれに存在したのかもしれない。ちなみに、この場合、松平氏の前任地は下野国那須郡内1万石であって城地ではなく、長島城主時代に改易されたため後任地は存在しない。

次に石高との関係を見ると、上記の大名(カテゴリーA～D)において、石高的に共通する点は、土浦(土屋氏)、福知山(朽木氏)、杵築(松平氏)を除くと、いずれも3万石未満の小規模な大名という点である。そして、この土屋氏、朽木氏、松平氏も3万石台～4万石台の大名である。この場合、「在所」表記された大名の大部分が3万石未満の小規模な大名であるという点は、以前、拙稿⁽¹⁵⁾で指摘したように『土芥寇讎記』(元禄3年〔1690〕成立)において、城持大名でありながら、「居所」表記になっているのは3万石未満のケースであった、という点と共通している。具体的には、上記の大名(カテゴリーA～D)のうち、田原(三宅氏)、大村(大村氏)、大田原(大田原氏)、苗木(遠山氏)、人吉(相良氏)、下館(石川氏等)、豊後府内(松平氏)、伊勢長島(増山氏等)、神戸(石川氏等)、佐伯(毛利氏)は、『土芥寇讎記』において「居所」表記になっている大名である。こうした点を考慮し、『武鑑』における「在所」表記と、『土芥寇讎記』における「居所」表記が同質のものであったとすると、元禄期前後の時期において、3万石未満の小規模な大名については、家格が城持大名であっても、「在所」表記(或いは、「居所」表記)になった、という推測が成り立つ。とすると、この場合、『武鑑』での「在所」表記は、家格が無城主大名であることを意味しないことになる。その意味では、この点は、前述の城主格でありながら「在所」表記であったケースと同様の性格を有していることになる。

城持大名でありながら「在所」表記になった理由については、上記の推測のほかに、実際に城主（藩主）が、当時、城内に居住していなかった、ということが関係するケースもあると思われる。具体的には、カテゴリーCの杵築（松平氏）、神戸（石川氏等）、カテゴリーDの佐伯〔毛利氏〕のケースである。

杵築の場合、松平氏の前の杵築城主である小笠原氏の時代には、城北に御殿を建てて移転し、これまでの城地は城跡と称した⁽¹⁶⁾。神戸の場合、石川氏が城主であった時代には城が荒廃し、陣屋住いの有様であったので、次の城主である本多氏の時代に、幕府の許可を得て城を改築し、櫓や門などを建てた⁽¹⁷⁾。この点は史料的にも裏付けられるのであって、石川氏については、『寛政重修諸家譜』に、「神戸に居所をいとむ」⁽¹⁸⁾と記載されていて、「神戸城」という表記はされていない。さらに、次の城主である本多氏についても、『寛政重修諸家譜』には「おほせによりて神戸に城を築く」⁽¹⁹⁾と記されているので、本多氏による神戸城再築以前の石川氏の時代には城として機能していなかったことがわかる。佐伯の場合、慶長期に築城された当初は山城として機能していたが、寛永期に山麓へ居館を移した後は、山城部分は放置されて荒廃した状況にあった。この山城部分を大修築して再興したのが宝永期～享保期であって⁽²⁰⁾、『武鑑』での表記が享保期から「居城」表記に変化することと時代的に符合している。

以上のように、城持大名でありながら『武鑑』において「在所」表記がされているケースは、享保期以降は見られなくなるので⁽²¹⁾、イレギュラーな「在所」表記の消滅という意味では、それ以後の江戸時代中後期には大名の家格が安定したことを示す（つまり、江戸時代中期以降は、城持大名でありながら一定の時期に「在所」表記が見られるイレギュラーなケースが消滅したという意味）と考えられるが、そのようなイレギュラーなケースが存在した理由については、今後さらなる検討を要する問題であろう。

【3】無城主大名に関する検討

無城主大名については、その大部分は一貫して「在所」表記であるが、一部の無城主大名は時代によっては「居城」表記（ただし、西条〔松平氏〕は「御在城」表記）になっているケースがある（表3参照）。また、城主格大名についても、前述したように一部の城主格大名は、家格が城主格になる以前の無城主大名であった時代において「居城」表記になっているケースがある（表1参照）。さらに、前述したように、幕末（嘉永2年）に家格が城持大名になった福江（五島氏）のケースでも、それ以前の無城主大名であった時代において「居城」表記になっていた時代がある（表2参照）。このように、家格が無城主大名でありながらも、『武鑑』において「居城」表記が見られるケースについて検討してみたい。

西条（松平氏）は、享保期～幕末の慶応期まで継続して「御在城」表記であることから、『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、享保期以降は城主格になったと考えられるが、その証左として、『諸侯年表』の西条・紀伊松平家の項には「伊予西条城」と明記されている点⁽²²⁾は注目される。

また、無城主大名でありながら、一定の時期に「居城」表記が見られるケースとしては、上述の

ように、豊岡(京極氏→寛文期～宝暦期…84年間)、伊予吉田(伊達氏→天和期～宝暦期…83年間)、一関(田村氏→天和期～天明期…102年間)、綾部(九鬼氏→宝永期～正徳期…9年間)、足守(木下氏→宝永期～享保期…28年間)、黒羽(大関氏→宝永期～延享期…38年間)、大溝(分部氏→宝永期～宝暦期…59年間)、小城(鍋島氏→宝永期～宝暦期…51年間)の各事例がある。

のちに城主格になる大名のうちで、家格が城主格になる以前の時代(=家格がいまだ無城主であった時代)において、一定の時期に「居城」表記が見られるケースとしては、長府(毛利氏→宝永期…6年間)、徳山(毛利氏→寛文期～享保期…61年間)、八戸(南部氏→宝永期～宝暦期…59年間)、三田(九鬼氏→天和期～宝暦期…83年間)、村松(堀氏→元禄期～宝永期…15年間)、亀田(岩城氏→宝永期…6年間)の各事例がある。

このほか、幕末(嘉永2年)に家格が城持大名になる福江(五島氏)の場合、家格がいまだ無城主であった時代において、宝永期～宝暦期の59年間は「居城」表記である。

以上の16事例のうち、その年次幅を見ると、10事例が50年間以上(51年間～102年間)であり、年次幅の広い事例が多い点の特徴である。その意味では、前述の城持大名でありながら「在所」表記であった事例の大部分が30年間未満であった点と対照的である。そして、無城主大名でありながら、一定の時期に「居城」表記が見られるケースにおいて、その年次幅の下限で最も遅い事例は、一関(田村氏)の天明期であり、それより後の江戸時代後期には見られないので、イレギュラーな「居城」表記の消滅という意味では、江戸時代後期になって大名の家格は安定した(つまり、江戸時代後期には、無城主大名でありながら一定の時期に「居城」表記が見られるイレギュラーなケースが消滅したという意味)と見なすことができる。

なお、上記の事例の中で、一関(田村氏)については、元禄6年(1693)に城主格になったとする見解がある⁽²³⁾。この点が事実であったとすると、前述のように『武鑑』において天和期から天明期までの102年間もの長期にわたって「居城」表記であったことも整合的に理解できる(ただし、元禄6年以前から「居城」表記であった点については、その理由について今後検討を加える必要がある)。この場合、一関(田村氏)の「居城」表記の下限である天明期より後の時代(寛政期以後)は継続して「在所」表記になることから、家格が城主格から無城主に降格したと推測することもできよう。

また、『土芥寇讎記』において、無城主大名でありながら、「居城」表記になっている事例と、『武鑑』での上記の事例のうちで共通するものは、西条(松平氏)、豊岡(京極氏)、一関(田村氏)、小城(鍋島氏)、長府(毛利氏)、徳山(毛利氏)、三田(九鬼氏)、村松(堀氏)である。これらの事例については、以前、拙稿⁽²⁴⁾で指摘したように、石高が3万石以上という点が共通する。しかし、『武鑑』ではそれ以外に、伊予吉田(伊達氏)、綾部(九鬼氏)、足守(木下氏)、黒羽(大関氏)、大溝(分部氏)、八戸(南部氏)、亀田(岩城氏)、福江(五島氏→無城主大名の時代)といった石高が3万石未満(ただし、伊予吉田藩主伊達氏は3万石)の事例も「居城」表記になっているので、『土芥寇讎記』とは異なった基準で「居城」表記にしたと考えられる。しかし、その区分に関する明確な基準については、現段階では明瞭な答えが出せないのが今後の検討課題としたい。

なお、無城主大名（或いは、無城主大名であった時代）でありながらも「居城」表記が見られるケースに、豊岡（京極氏）、一関（田村氏）、大溝（分部氏）、長府（毛利氏）のように、古城が居所の直近に存在する事例が含まれている点は留意すべきである。また、黒羽（大関氏）については、『諸侯年表』には「下野黒羽城」と明記されているほか⁽²⁵⁾、明治6年（1873）の『諸国廃城調査』では「城郭」と記されている⁽²⁶⁾。そして、黒羽城が廃城になり破却されたのは明治4年（1871）であり、それまでは大関氏の居城として使用されていたことから⁽²⁷⁾、家格は無城主であっても城郭を領有していたということになり、そのため、『武鑑』では無城主大名でありながら、一定の時期に「居城」表記が見られたと推測することもできよう。その意味では、家格と実態の乖離という点で注目される事例である。

また、福江（五島氏）の場合、慶長19年（1614）に居城の江川城が焼失したが築城が許されなかったため、寛永15年（1638）に居所（石田陣屋）を建設したという経緯があり⁽²⁸⁾、このようにもとは城持大名であったという点に関係するのかもしれないが、家格が無城主大名であった時代に「居城」表記が見られることの詳しい理由は不明である。

【4】享保期以前に廃藩になった大名の家格に関する検討

享保期以前に廃藩となった4大名（松岡〔松平氏〕、三次〔浅野氏〕、宇陀〔織田氏〕、谷村〔秋元氏〕）については、一貫して「在所」表記である谷村（秋元氏）以外の3事例は、一貫して「居城」表記（ただし、松岡〔松平氏〕の場合、「居城」表記以外に「御在城」表記も見られる）である（表4参照）。この一貫して「居城」表記である3事例については、『土芥寇讎記』でも、いずれも「居城」表記になっているので⁽²⁹⁾、両者の表記が一致している点は注目される。

松岡（松平氏）、三次（浅野氏）、宇陀（織田氏）の場合、城郭を領有していたわけではなく、藩主の居所は居館であったことから⁽³⁰⁾、『武鑑』で「居城」表記になっているのは、城主格として扱われたということになる。この中で、松岡（松平氏）については、家門大名（越前系松平家）としての格式の高さが「居城」、「御在城」表記になっていることと関係することも考えられる。また、三次（浅野氏）、宇陀（織田氏）については、古城が居所の直近に存在したので、このことは、前述のように、無城主大名（或いは、無城主大名であった時代）でありながら「居城」表記が見られる豊岡（京極氏）、一関（田村氏）、大溝（分部氏）、長府（毛利氏）のケースと共通する。このように、『武鑑』での城持大名以外の「居城」表記と古城の存在との関係は、今後検討していく余地があろう。

谷村（秋元氏）は、実際には居城（谷村城⁽³¹⁾）であるにもかかわらず「在所」表記になっている。この点については、『寛政重修諸家譜』（秋元泰朝の項）に「（寛永）十年二月三日、甲斐国郡内の城代を命ぜられ（中略）同国都留郡のうちにをいてすべて一万八千石を領し、谷村城に住す」⁽³²⁾と記されている点が注意される。『寛政重修諸家譜』によれば、寛永10年（1633）、秋元泰朝は谷村藩主になった時に、甲斐国郡内（郡内とは都留郡全域の別称⁽³³⁾）の城代を命じられ、谷村城に「住す」、ということがわかる⁽³⁴⁾。この記載について、谷村城の城代を命じられた、として解釈すると、

「谷村城をたまふ」というように記されていない点も整合的に理解できる⁽³⁵⁾。秋元泰朝が谷村藩主になった寛永10年の時点では、甲府城は幕府による城番の管轄下にあり、同年の城番は伊丹康勝(甲斐国徳美藩主)であったので、秋元氏は谷村城主ではなく谷村城代として入城させ、甲斐国内には城持大名を置かないという幕府の方針が存在したのかもしれない。こうした経緯から、谷村(秋元氏)は、「居城」表記ではなく、「在所」表記になったと推測される。そのほか、秋元氏の石高が1万8000石であり、3万石未満であるという点も、前述のように「在所」表記になった要因と関係するのかもしれない。

おわりに

『武鑑』における大名の区分表記は、前述したように、「御在城」、「御在所」、「居城」、「在所」の4区分であり、御三家とその連枝、及び家門大名の「御在城」表記、「御在所」表記を除くと、「居城」表記、「在所」表記の2区分ということになる。この点は、以前、拙稿⁽³⁶⁾で指摘した『土芥寇讎記』における、「居城」表記、「居所」表記の2区分と近似した区分法である。

このように、幕藩制下の諸大名を、「居城」と「在所」(或いは、「居所」というように2つに区分する方法は、同時代の区分法として広く受け入れられていたというように見なすことができる。その意味では、国持大名、准国持大名、城持大名、城主格大名、無城主大名という5区分の区分法よりもシンプルで明快な区分法と言えよう。なお、城主格大名については、『武鑑』では「居城」表記になっているものと、「在所」表記になっているものとに分かれることは、城主格大名という点で単純に一括りにできない意味を持つものと言えよう。この場合、城主格大名に関して、どのような基準によって「居城」と「在所」に区分したのか、という点については今後の検討を要するが、『武鑑』の内容を検討すると、このように従来の見解では単純に解釈できない区分表記・区分基準も見られるので、そうした点の解明がこれからの課題であろう。

『武鑑』に対する史料批判という点では、『寛政重修諸家譜』などの大名家譜の記載内容との比較検討をおこなう必要があるものの、大名家譜に記載がないからといって、単純に『武鑑』の記載が誤りであると断定することは避けるべきであろう。『武鑑』を史料として活用するうえでのメリットは、江戸時代前期から幕末までの長期的スパンにおいて通時的に大名の区分表記の変遷を見通することができる点にあり、本稿で扱った視点から、今後より多くの事例⁽³⁷⁾を精査検討していく必要があるだろう。

『武鑑』における表記で、そのほかに注意すべき点は、「陣屋」という表記が皆無である点である。「陣屋」という表記は、幕末の『武鑑』にも出てこないことから、『武鑑』では時代に関係なく一貫して「陣屋」表記を使用していないことになり、江戸時代における大名家格の区分表記に「陣屋」という区分が存在しなかった可能性を示唆している。よって、無城主大名のことを陣屋大名と呼称することについては疑義があり、今後再検討の余地が出てくることになろう。

『武鑑』における表記をもとに考えると、「居城」に対置する概念が「在所」であることがわかる。それとは別に、「城郭」（或いは「城」）に対置する概念が「陣屋」である、と想定できる。その証左として、明治6年の『諸国廃城調書』⁽³⁸⁾では、原則として「城郭」と「陣屋」という2区分で分類されているので、『武鑑』での「居城」と「在所」という2区分とは対照的に使用されていることがわかる。こうした点を考慮すると、区分上、「在所」（『土芥寇讎記』では「居所」）と「陣屋」は別々の概念であって、「在所」（或いは「居所」）＝「陣屋」というように単純に置き換えて考えることには問題があろう。前述したように、『武鑑』では城主格大名について、「居城」表記したケースと「在所」表記したケースに分かれることから、「在所」表記＝無城主大名ではないケースも存在することになり、その意味では、「在所」とは非「居城」を示す概念（「在所」＝非「居城」）であって、換言すれば、「在所」と「陣屋」はイコールではない（「在所」≠「陣屋」）ということになる。この点を考慮すると、『武鑑』において、城持大名や城主格大名でありながら「在所」表記されているケースも整合的に理解できると思われる。

本稿で検討したように、『武鑑』において、城持大名でありながら「在所」表記が見られたり、無城主大名でありながら「居城」表記が見られたり、という逆転現象が一部の大名で見られることの理由については、本稿での推測以外に今後も多角的な視点から分析していく必要がある。そして、こうした逆転現象が見られる要因の一つに、一部の大名では家格が江戸時代を通して固定していたのではなく、時代によって、家格が昇格（幕府の役職に就任したことへの論功行賞など）したり、降格（幕府の役職を離職したことへの処置、代替りした藩主が幼年であることへの処置など）したりしたケースが存在した、と推定する必要があるのかもしれない。

以上のように、『武鑑』における大名の家格表記を通時的に分析することは、一定の史料批判は必要であるものの、これまで大名家譜などで知ることができなかった家格の推移・変遷を知る手掛かりにもなり、『武鑑』は、幕藩制下における大名家格の推移という根本的な問題を検討するうえで、内容的に多くの示唆を含む史料であると評価できる。その意味では、本稿で提示した視点による『武鑑』の積極的な活用が今後望まれよう。

[註]

- (1) 加藤隆『幕藩体制期における大名家格制の研究』（近世日本城郭研究所、1969年）。
- (2) 加藤隆『幕藩体制と城郭』（近世日本城郭研究所、1983年）。
- (3) 本稿では、『改訂増補大武鑑』上巻、中巻（名著刊行会、1965年）を史料典拠として使用した。
- (4) 「武鑑（享保3年）」（前掲『改訂増補大武鑑』上巻、所収）、「武鑑（文化6年）」（前掲『改訂増補大武鑑』中巻、所収）、「武鑑（慶応3年）」（前掲『改訂増補大武鑑』中巻、所収）などを参照した。なお、「武鑑（元禄4年）」（前掲『改訂増補大武鑑』上巻、所収）では、御三家とその連枝は「御在城」、「御在所」という区分であるのに対して、家門大名は「居城」、「在所」という区分になっている。『武鑑』におけるこうした区分の時代的変遷については、

今後詳細に検討する必要がある。

- (5) 藤寛久美子『武鑑出版と近世社会』(東洋書林、1999年)。
- (6) 藤寛久美子『江戸の武家名鑑—武鑑と出版競争—』(吉川弘文館、2008年)。
- (7) 前掲・加藤隆『幕藩体制期における大名家格制の研究』。前掲・加藤隆『幕藩体制と城郭』。
- (8) 加藤隆氏は、『武鑑』における黒田氏(秋月藩主)の「在所」表記、「居城」表記などの経年変化の分析から、「延宝・天和年間頃に「城主格」になったとも思われるが、『寛政重修諸家譜』、『徳川実紀』、東京大学史料編纂所蔵『黒田(秋月)家譜』にも「城主格」に関する記事は全くない」(前掲・加藤隆『幕藩体制と城郭』、132頁)と指摘しているが、本稿でおこなった『武鑑』における経年変化の詳細な分析をもとに考えると、黒田氏が城主格になった年次を天和2年と推定することには一定の信憑性はあると思われる。
- (9) この「在所城」表記は、「在所」の誤記である可能性も考えられる。
- (10) 『武鑑』での表記だけに基づいて考えれば、この期間は家格が城主格であったことになり、このことは今後検討を要する点であろう。
- (11) 前掲・加藤隆『幕藩体制期における大名家格制の研究』(133～134頁)。前掲・加藤隆『幕藩体制と城郭』(145～146頁)。
- (12) 前掲・加藤隆『幕藩体制期における大名家格制の研究』(142頁)。前掲・加藤隆『幕藩体制と城郭』(144～145頁)。
- (13) ただし、佐野(堀田氏)、鶴牧(水野氏)の場合、立藩前(移封前)なので、「在所」表記はない。また、広瀬(松平氏)の場合、「御在所」表記から「御在城」表記に変化している。このほか、前述の久居(藤堂氏)、秋月(黒田氏)の場合も、「在所」表記から「居城」表記への切り替わりが明確なケースである(ただし、黒田氏の場合は、「居城」表記と同様の表記として、「在城」表記も含む)。
- (14) 『日本城郭大系』2巻(新人物往来社、1980年、59頁)。『藩史大事典』1巻(雄山閣出版、1988年、80頁)。
- (15) 拙稿「『土芥寇讎記』における「居城」・「居所」表記に関する一考察」(『別府大学大学院紀要』10号、別府大学大学院文学研究科、2008年)。
- (16) 『大分県の地名』〈日本歴史地名大系45巻〉(平凡社、1995年、444頁)。このほか、江戸時代の杵築城について「江戸時代には藩主の居館を山麓に設け、丘陵上のそれは廃されて使用されていなかったのである」(『日本城郭大系』16巻、新人物往来社、1980年、114頁)という指摘もある。
- (17) 『日本城郭大系』10巻(新人物往来社、1980年、104頁)。
- (18) 『新訂寛政重修諸家譜』第3(統群書類従完成会、1964年、8頁)。
- (19) 『新訂寛政重修諸家譜』第11(統群書類従完成会、1965年、247頁)。
- (20) 前掲『日本城郭大系』16巻(143頁)。拙稿「豊後国佐伯城の大修築(宝永6年～享保13年)

について」（『史学論叢』34号、別府大学史学研究会、2004年）。

- (21) 福江（五島氏）の場合、嘉永2年に家格が城持大名になった後も、依然として「在所」表記であるが、江戸時代を通して家格が城持大名であったわけではないのでこのケースは除外する。ただし、家格が城持大名になった後も「在所」表記であった理由は不詳である。
- (22) 『内閣文庫蔵 諸侯年表』（東京堂出版、1989年、348頁）。加藤隆氏は、「大成武鑑」、「武家格例式」に「居城伊予国西条」と記載されていることを指摘しながらも、西条松平家は無城主であると結論付けている（前掲・加藤隆『幕藩体制期における大名家格制の研究』、130頁）。
- (23) 『藩史大事典』1巻（雄山閣出版、1988年、142頁）には、一関藩主の田村建頭は元禄6年6月9日、役儀により城主列に召出された、としている。『岩手県の地名』〈日本歴史地名大系3巻〉（平凡社、1990年、183頁）では、「近世田村家略系譜」という史料を史料典拠として、元禄6年、田村建頭が役儀により城主格を与えられた、としている。この場合の役儀とは、田村建頭が前年に就任した幕府の奏者番のことを指すのかどうか不明であるが、奏者番のことを指すとすれば、幕府の役職就任により城主格になったことになる。
- (24) 前掲・拙稿『『土芥寇讎記』における「居城」・「居所」表記に関する一考察】。
- (25) 前掲『内閣文庫蔵 諸侯年表』（306頁）。
- (26) 森山英一『名城と維新』（日本城郭資料館出版会、1970年、156頁）。
- (27) 『栃木県の地名』〈日本歴史地名大系9巻〉（平凡社、1988年、91頁）。『角川日本地名大辞典』9〈栃木県〉（角川書店、1984年、378頁）。
- (28) 『長崎県の地名』〈日本歴史地名大系43巻〉（平凡社、2001年、758頁）。
- (29) 前掲・拙稿『『土芥寇讎記』における「居城」・「居所」表記に関する一考察】。
- (30) 『藩史大事典』3巻（雄山閣出版、1989年、258頁）。『藩史大事典』6巻（雄山閣出版、1990年、293頁）。『藩史大事典』5巻（雄山閣出版、1989年、127頁）。
- (31) 谷村城は宝永2年の秋元氏の川越移封により廃城となった（『山梨県の地名』〈日本歴史地名大系19巻〉、平凡社、1995年、153頁）。
- (32) 『新訂寛政重修諸家譜』第15（統群書類従完成会、1965年、190頁）。
- (33) 『角川日本地名大辞典』19〈山梨県〉（角川書店、1984年、351頁）。
- (34) 『新訂寛政重修諸家譜』第15（統群書類従完成会、1965年、190頁）。
- (35) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第15（191、193頁）では、後に川越へ転封された際には「川越城をたまふ」、さらに山形へ転封された際には「山形城をたまひ」、というように記載されている。この記載の違いについては注意が必要であろう。
- (36) 前掲・拙稿『『土芥寇讎記』における「居城」・「居所」表記に関する一考察】。
- (37) 本稿の表2では扱わなかったが、大多喜（阿部氏）も家格は城持大名であるにもかかわらず、「武鑑（天和3年）」（前掲『改訂増補大武鑑』上巻、所収）、「武鑑（貞享5年）」（前掲『改

訂増補大武鑑』上巻、所収)では「在所」表記になっている。ちなみに、大多喜(阿部氏)の石高は1万6000石であり、上述で指摘した3万石未満という基準に合致する。

(38) 前掲・森山英一『名城と維新』(151～166頁)。

[付記]

本稿は、旧稿「『武鑑』における「居城」・「在所」表記について」(『愛城研報告』9号、愛知中世城郭研究会、2005年)に最新の研究成果を加味して、加筆修正したものである。

表1 【城主格大名】	久居 藤堂氏 A-1	秋月 黒田氏 A-2	長府 毛利氏 A-3	泉 本多氏 A-4	与板 井伊氏 A-5	佐野 堀田氏 A-6	鶴牧 水野氏 A-7
武鑑（承応4年）	×	—	—	入封前	入封前	立藩前	立藩前
武鑑（明暦2年）	×	居城	×	入封前	入封前	立藩前	立藩前
武鑑（万治元年）	×	—	—	入封前	入封前	立藩前	立藩前
武鑑（寛文9年）	×	—	—	入封前	入封前	立藩前	立藩前
武鑑（寛文12年）	在所	在所	在所	入封前	入封前	立藩前	立藩前
武鑑（延宝3年）	在所	在所	在所	入封前	入封前	立藩前	立藩前
武鑑（天和元年）	在所	在所	在所	入封前	入封前	立藩前	立藩前
武鑑（天和3年）	在所	在城	在所	入封前	入封前	立藩前	立藩前
武鑑（貞享5年）	在所	在城	在所	入封前	入封前	—	立藩前
武鑑（元禄4年）	在所	居城	在所城	入封前	入封前	—	立藩前
武鑑（元禄8年）	在所	居城	在所城	入封前	入封前	—	立藩前
武鑑（元禄15年）	—	×	—	入封前	入封前	廃藩	立藩前
武鑑（宝永2年）	在所	居城	居城	入封前	×	廃藩	立藩前
武鑑（宝永7年）	在所	居城	居城	入封前	在所	廃藩	立藩前
武鑑（正徳3年）	在所	居城	在所	入封前	在所	廃藩	立藩前
武鑑（享保3年）	在所	居城	在所	入封前	在所	廃藩	立藩前
武鑑（享保17年）	在所	居城	在所	入封前	在所	廃藩	立藩前
武鑑（元文6年）	在所	居城	在所	入封前	在所	廃藩	立藩前
武鑑（延享4年）	在所	居城	在所	×	在所	廃藩	立藩前
武鑑（宝暦5年）	在所	居城	在所	在所	在所	廃藩	立藩前
武鑑（宝暦13年）	在所	居城	在所	在所	在所	廃藩	立藩前
武鑑（安永2年）	在所	居城	在所	在所	在所	廃藩	立藩前
武鑑（天明4年）	在所	居城	居城	在所	在所	廃藩	立藩前
武鑑（寛政3年）	居城	居城	居城	居城	在所	廃藩	立藩前
武鑑（享和3年）	居城	居城	居城	居城	在所	廃藩	立藩前
武鑑（文化6年）	居城	居城	居城	居城	居城	廃藩	立藩前
武鑑（文政6年）	居城	居城	居城	居城	居城	廃藩	立藩前
武鑑（天保4年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（天保14年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（弘化4年）	居城	居城	▼居城	▼居城	居城	▼居城	▼居城
武鑑（嘉永4年）	▼居城	▼居城	▼居城	▼居城	居城	▼居城	▼居城
武鑑（安政元年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（万延元年）	居城	居城	居城	居城	居城	▼居城	居城
武鑑（文久元年）	▼居城	▼居城	▼居城	▼居城	居城	▼居城	▼居城
武鑑（元治元年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（慶応2年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（慶応3年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	■居城

表1 【城主格大名】	徳山 毛利氏 A-8	八戸 南部氏 A-9	三田 九鬼氏 A-10	小幡 松平氏 A-11	村松 堀氏 A-12	広瀬 松平氏 A-13	亀田 岩城氏 A-14
武鑑(承応4年)	—	×	—	入封前	—	立藩前	×
武鑑(明暦2年)	×	×	居城	入封前	×	立藩前	×
武鑑(万治元年)	—	×	—	入封前	—	立藩前	—
武鑑(寛文9年)	—	—	—	入封前	—	—	—
武鑑(寛文12年)	居城	在所	在所	入封前	在所	在所	在所
武鑑(延宝3年)	居城	在所	在所	入封前	在所	在所	在所
武鑑(天和元年)	居城	在所	居城	入封前	在所	在所	在所
武鑑(天和3年)	居城	在所	居城	入封前	在所	在所	在所
武鑑(貞享5年)	居城	在所	居城	入封前	在所	在所	在所
武鑑(元禄4年)	居城	—	—	入封前	居城	在所	在所
武鑑(元禄8年)	居城	—	—	入封前	居城	在所	在所
武鑑(元禄15年)	×	×	×	入封前	—	—	—
武鑑(宝永2年)	居城	居城	居城	入封前	居城	御在所	居城
武鑑(宝永7年)	居城	居城	居城	入封前	在所	御在城	居城
武鑑(正徳3年)	居城	居城	居城	入封前	在所	御在所	在所
武鑑(享保3年)	×	居城	居城	入封前	在所	御在所	在所
武鑑(享保17年)	居城	居城	居城	入封前	在所	御在所	在所
武鑑(元文6年)	在所	居城	居城	入封前	在所	御在所	在所
武鑑(延享4年)	在所	居城	居城	入封前	在所	御在所	在所
武鑑(宝暦5年)	在所	居城	居城	入封前	在所	御在所	在所
武鑑(宝暦13年)	在所	居城	居城	入封前	在所	御在所	在所
武鑑(安永2年)	在所	在所	在所	在所	在所	御在所	在所
武鑑(天明4年)	在所	—	在所	在所	在所	御在所	在所
武鑑(寛政3年)	在所	在所	在所	在所	在所	御在所	在所
武鑑(享和3年)	在所	在所	在所	在所	在所	御在所	在所
武鑑(文化6年)	在所	在所	在所	在所	在所	御在所	在所
武鑑(文政6年)	在所	在所	在所	在所	在所	御在所	在所
武鑑(天保4年)	在所	在所	在所	在所	在所	御在所	在所
武鑑(天保14年)	居城	居城	居城	在所	在所	御在所	在所
武鑑(弘化4年)	▼居城	▼居城	▼居城	在所	在所	御在所	在所
武鑑(嘉永4年)	▼居城	▼居城	▼居城	▼在所	▼在所	■御在城	在所
武鑑(安政元年)	居城	居城	居城	在所	在所	御在城	在所
武鑑(万延元年)	居城	居城	居城	在所	在所	御在城	在所
武鑑(文久元年)	▼居城	▼居城	▼居城	▼在所	▼在所	御在城	▼在所
武鑑(元治元年)	居城	居城	居城	居城	在所	御在城	在所
武鑑(慶応2年)	■居城	居城	居城	居城	在所	御在城	在所
武鑑(慶応3年)	居城	居城	居城	居城	■在所	御在城	在所

表1 【城主格大名】	柳本 織田氏 A-15	七戸 南部氏 A-16	岩村田 内藤氏 A-17	三上 遠藤氏 A-18	敦賀 酒井氏 A-19
武鑑（承応4年）	×	立藩前	立藩前	立藩前	立藩前
武鑑（明暦2年）	×	立藩前	立藩前	立藩前	立藩前
武鑑（万治元年）	—	立藩前	立藩前	立藩前	立藩前
武鑑（寛文9年）	—	立藩前	立藩前	立藩前	立藩前
武鑑（寛文12年）	在所	立藩前	立藩前	立藩前	立藩前
武鑑（延宝3年）	在所	立藩前	立藩前	立藩前	立藩前
武鑑（天和元年）	在所	立藩前	立藩前	立藩前	立藩前
武鑑（天和3年）	在所	立藩前	立藩前	立藩前	—
武鑑（貞享5年）	在所	立藩前	立藩前	立藩前	—
武鑑（元禄4年）	—	立藩前	立藩前	立藩前	—
武鑑（元禄8年）	—	立藩前	立藩前	立藩前	在所
武鑑（元禄15年）	—	立藩前	立藩前	×	×
武鑑（宝永2年）	在所	立藩前	立藩前	在所	在所
武鑑（宝永7年）	在所	立藩前	立藩前	在所	在所
武鑑（正徳3年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（享保3年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（享保17年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（元文6年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（延享4年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（宝暦5年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（宝暦13年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（安永2年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（天明4年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（寛政3年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（享和3年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（文化6年）	在所	立藩前	在所	在所	在所
武鑑（文政6年）	在所	—	在所	在所	在所
武鑑（天保4年）	在所	—	在所	在所	在所
武鑑（天保14年）	在所	—	在所	在所	在所
武鑑（弘化4年）	在所	—	在所	在所	在所
武鑑（嘉永4年）	在所	—	在所	在所	在所
武鑑（安政元年）	在所	—	在所	在所	在所
武鑑（万延元年）	在所	▼—	■在所	在所	在所
武鑑（文久元年）	▼在所	▼—	▼在所	▼在所	在所
武鑑（元治元年）	在所	▼—	在所	在所	在所
武鑑（慶応2年）	在所	■—	在所	在所	在所
武鑑（慶応3年）	■在所	■—	■在所	■在所	在所

【凡例】

- ×…大名名の記載なし
（表2～表4も同様）
- …大名名の記載はあるが、「居城」或いは「在所」の記載なし
（表2～表4も同様）
- ▼…「城主格」という記載あり
- …「(格)」という記載あり

表2 【城持大名】	佐土原 島津氏 B-1	大聖寺 前田氏 B-2	烏山 板倉氏等 B-3	水口 島居氏等 B-4	田原 三宅氏 B-5	土浦 土屋氏等 B-6	壬生 島居氏等 B-7
武鑑(承応4年)	—	—	×	立藩前	—	—	—
武鑑(明暦2年)	居城	×	×	立藩前	×	—	—
武鑑(万治元年)	—	—	×	立藩前	—	—	—
武鑑(寛文9年)	—	—	—	立藩前	—	—	—
武鑑(寛文12年)	居城	居城	居城	立藩前	在所	在所	在所
武鑑(延宝3年)	居城	居城	居城	立藩前	在所	在所	在所
武鑑(天和元年)	居城	居城	居城	立藩前	在所	居城	居城
武鑑(天和3年)	居城	居城	居城	居城	在所	在所	在所
武鑑(貞享5年)	居城	居城	—	居城	—	—	×
武鑑(元禄4年)	居城	居城	居城	居城	—	居城	居城
武鑑(元禄8年)	居城	居城	居城	居城	—	居城	居城
武鑑(元禄15年)	—	—	×	—	×	×	×
武鑑(宝永2年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(宝永7年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(正徳3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(享保3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(享保17年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(元文6年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(延享4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(宝暦5年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(宝暦13年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(安永2年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(天明4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(寛政3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(享和3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(文化6年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(文政6年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(天保4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(天保14年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(弘化4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(嘉永4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(安政元年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(万延元年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(文久元年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(元治元年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(慶応2年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(慶応3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城

表2 【城持大名】	福知山 朽木氏等 B-8	大村 大村氏 B-9	大田原 大田原氏 B-10	日出 木下氏 B-11	上山 松平氏等 B-12	苗木 遠山氏 B-13	人吉 相良氏 B-14
武鑑（承応4年）	—	—	—	—	—	—	—
武鑑（明暦2年）	×	—	×	×	×	×	×
武鑑（万治元年）	—	—	—	—	—	×	—
武鑑（寛文9年）	×	—	—	—	—	×	—
武鑑（寛文12年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（延宝3年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（天和元年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（天和3年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	—
武鑑（貞享5年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（元禄4年）	—	—	—	—	—	—	—
武鑑（元禄8年）	—	—	—	—	居城	—	—
武鑑（元禄15年）	—	—	×	—	—	×	—
武鑑（宝永2年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（宝永7年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（正徳3年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（享保3年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（享保17年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（元文6年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（延享4年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（宝暦5年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（宝暦13年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（安永2年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（天明4年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（寛政3年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（享和3年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（文化6年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（文政6年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（天保4年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（天保14年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（弘化4年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（嘉永4年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（安政元年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（万延元年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（文久元年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（元治元年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（慶応2年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（慶応3年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城

表2 【城持大名】	刈谷 稲垣氏等 B-15	下館 石川氏等 B-16	本庄 六郷氏 B-17	豊後府内 松平氏 B-18	伊勢長島 増山氏等 B-19	杵築 松平氏 B-20	神戸 石川氏等 B-21
武鑑(承応4年)	—	幕領	—	—	—	×	—
武鑑(明暦2年)	—	幕領	—	×	×	×	×
武鑑(万治元年)	—	幕領	—	—	—	×	×
武鑑(寛文9年)	—	—	—	—	—	—	—
武鑑(寛文12年)	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑(延宝3年)	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑(天和元年)	居城	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑(天和3年)	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑(貞享5年)	在所	在所	在所	在所	在所	—	在所
武鑑(元禄4年)	居城	居城	—	在所	在所	在所	在所
武鑑(元禄8年)	居城	居城	—	在所	在所	在所	—
武鑑(元禄15年)	×	×	—	—	×	×	—
武鑑(宝永2年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(宝永7年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(正徳3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(享保3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(享保17年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(元文6年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(延享4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(宝暦5年)	居城	居城	—	居城	居城	居城	居城
武鑑(宝暦13年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(安永2年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(天明4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(寛政3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(享和3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(文化6年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(文政6年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(天保4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(天保14年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(弘化4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(嘉永4年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(安政元年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(万延元年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(文久元年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(元治元年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(慶応2年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑(慶応3年)	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城

表2 【城持大名】	佐伯 毛利氏 B-22	松前 松前氏 B-23	福江 五島氏 B-24
武鑑（承応4年）	—	×	—
武鑑（明暦2年）	×	×	×
武鑑（万治元年）	—	×	×
武鑑（寛文9年）	—	×	—
武鑑（寛文12年）	在所	×	在所
武鑑（延宝3年）	在所	×	在所
武鑑（天和元年）	在所	×	在所
武鑑（天和3年）	在所	×	在所
武鑑（貞享5年）	在所	×	×
武鑑（元禄4年）	在所	×	—
武鑑（元禄8年）	在所	×	—
武鑑（元禄15年）	×	×	×
武鑑（宝永2年）	在所	×	居城
武鑑（宝永7年）	在所	×	居城
武鑑（正徳3年）	在所	×	居城
武鑑（享保3年）	居城	×	居城
武鑑（享保17年）	居城	—	居城
武鑑（元文6年）	居城	—	居城
武鑑（延享4年）	居城	—	居城
武鑑（宝暦5年）	居城	—	居城
武鑑（宝暦13年）	居城	—	居城
武鑑（安永2年）	居城	—	在所
武鑑（天明4年）	居城	—	在所
武鑑（寛政3年）	居城	—	在所
武鑑（享和3年）	居城	—	在所
武鑑（文化6年）	居城	在所	在所
武鑑（文政6年）	居城	—	在所
武鑑（天保4年）	居城	—	在所
武鑑（天保14年）	居城	—	在所
武鑑（弘化4年）	居城	—	在所
武鑑（嘉永4年）	居城	—	在所
武鑑（安政元年）	居城	居城	在所
武鑑（万延元年）	居城	居城	在所
武鑑（文久元年）	居城	居城	在所
武鑑（元治元年）	居城	居城	在所
武鑑（慶応2年）	居城	居城	在所
武鑑（慶応3年）	居城	居城	在所

表 3 【無城主大名】	園部 小出氏 C-1	逆池 鍋島氏 C-2	鹿島 鍋島氏 C-3	東蓮寺 黒田氏 C-4	森 久留島氏 C-5	西条 松平氏 C-6	豊岡 京極氏 C-7
武鑑(承応4年)	—	×	×	—	—	入封前	立藩前
武鑑(明暦2年)	×	×	×	×	×	入封前	立藩前
武鑑(万治元年)	—	×	×	×	×	入封前	立藩前
武鑑(寛文9年)	—	—	—	—	—	入封前	—
武鑑(寛文12年)	在所	在所	在所	在所	在所	—	居城
武鑑(延宝3年)	在所	在所	在所	在所	在所	×	居城
武鑑(天和元年)	在所	在所	在所	居城	在所	御在所	居城
武鑑(天和3年)	在所	在所	在所	廃藩	居所	御在所	居城
武鑑(貞享5年)	在所	在所	在所	×	在所	御在所	居城
武鑑(元禄4年)	—	在所	在所	—	—	御在所	居城
武鑑(元禄8年)	—	在城	在所	—	—	御在所	居城
武鑑(元禄15年)	×	—	—	—	×	×	—
武鑑(宝永2年)	居城	在所	在所	在所	居城	御在城	居城
武鑑(宝永7年)	在所	在所	在所	在所	在所	御在城	居城
武鑑(正徳3年)	在所	在所	在所	在所	在所	御在所	居城
武鑑(享保3年)	在所	在所	在所	在所	在所	御在城	居城
武鑑(享保17年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	居城
武鑑(元文6年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	居城
武鑑(延享4年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	居城
武鑑(宝暦5年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	居城
武鑑(宝暦13年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(安永2年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(天明4年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(寛政3年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(享和3年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(文化6年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(文政6年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(天保4年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(天保14年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(弘化4年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(嘉永4年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(安政元年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(万延元年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(文久元年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(元治元年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(慶応2年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所
武鑑(慶応3年)	在所	在所	在所	廃藩	在所	御在城	在所

表3 【無城主大名】	伊予吉田 伊達氏 C-8	一関 田村氏 C-9	綾部 九鬼氏 C-10	足守 木下氏 C-11	黒羽 大関氏 C-12	大瀧 分部氏 C-13	小城 鍋島氏 C-14
武鑑（承応4年）	立藩前	×	—	—	—	—	×
武鑑（明暦2年）	立藩前	×	×	住所	×	×	×
武鑑（万治元年）	×	×	—	—	—	—	×
武鑑（寛文9年）	—	×	—	—	—	—	—
武鑑（寛文12年）	在所	廃藩	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（延宝3年）	在所	廃藩	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（天和元年）	居城	廃藩	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（天和3年）	×	居城	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（貞享5年）	居城	居城	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（元禄4年）	居城	居城	—	—	—	—	在所
武鑑（元禄8年）	居城	居城	—	—	—	—	在城
武鑑（元禄15年）	×	—	×	—	×	—	—
武鑑（宝永2年）	居城	居城	居城	居城	在所	居城	居城
武鑑（宝永7年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（正徳3年）	居城	居城	居城	居城	居城	居城	居城
武鑑（享保3年）	居城	居城	在所	居城	居城	居城	居城
武鑑（享保17年）	居城	居城	在所	居城	居城	居城	居城
武鑑（元文6年）	居城	居城	在所	在所	居城	居城	居城
武鑑（延享4年）	居城	居城	在所	在所	居城	居城	居城
武鑑（宝暦5年）	居城	居城	在所	在所	在所	居城	居城
武鑑（宝暦13年）	居城	居城	在所	在所	在所	居城	在所
武鑑（安永2年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（天明4年）	在所	居城	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（寛政3年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（享和3年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（文化6年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（文政6年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（天保4年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（天保14年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（弘化4年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（嘉永4年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（安政元年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（万延元年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（文久元年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（元治元年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（慶応2年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所
武鑑（慶応3年）	在所	在所	在所	在所	在所	在所	在所

表4 【享保期以前に廃藩になった大名】	松岡 松平氏 D-1	三次 浅野氏 D-2	宇陀 織田氏 D-3	谷村 秋元氏 D-4
武鑑(承応4年)	×	—	—	—
武鑑(明暦2年)	×	×	×	—
武鑑(万治元年)	×	—	—	—
武鑑(寛文9年)	—	—	—	—
武鑑(寛文12年)	居城	居城	居城	在所
武鑑(延宝3年)	×	居城	居城	在所
武鑑(天和元年)	居城	居城	居城	在所
武鑑(天和3年)	居城	居城	居城	在所
武鑑(貞享5年)	居城	居城	居城	在所
武鑑(元禄4年)	居城	居城	居城	—
武鑑(元禄8年)	居城	居城	廃藩	—
武鑑(元禄15年)	×	—	廃藩	×
武鑑(宝永2年)	御在城	居城	廃藩	廃藩
武鑑(宝永7年)	御在城	居城	廃藩	廃藩
武鑑(正徳3年)	御在城	居城	廃藩	廃藩
武鑑(享保3年)	御在城	居城	廃藩	廃藩
武鑑(享保17年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(元文6年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(延享4年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(宝暦5年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(宝暦13年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(安永2年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(天明4年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(寛政3年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(享和3年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(文化6年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(文政6年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(天保4年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(天保14年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(弘化4年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(嘉永4年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(安政元年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(万延元年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(文久元年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(元治元年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(慶応2年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩
武鑑(慶応3年)	廃藩	廃藩	廃藩	廃藩

表5
城主格大名

大名	城主格大名になった年次	西 暦
藤堂氏（伊勢・久居藩主）	不明	—
黒田氏（筑前・秋月藩主）	不明	—
毛利氏（長門・長府藩主）	天明3年	1783
本多氏（陸奥・泉藩主）	寛政2年	1790
井伊氏（越後・与板藩主）	文化元年	1804
堀田氏（下野・佐野藩主）	文政8年	1825
水野氏（上総・鶴牧藩主）	文政8年	1825
毛利氏（周防・徳山藩主）	天保7年	1836
南部氏（陸奥・八戸藩主）	天保9年	1838
九鬼氏（摂津・三田藩主）	天保10年	1839
松平氏（上野・小幡藩主）	嘉永元年	1848
堀氏（越後・村松藩主）	嘉永3年	1850
松平氏（出雲・広瀬藩主）	嘉永3年	1850
岩城氏（出羽・亀田藩主）	嘉永5年	1852
織田氏（大和・柳本藩主）	嘉永5年	1852
南部氏（陸奥・七戸藩主）	安政5年	1858
内藤氏（信濃・岩村田藩主）	安政5年	1858
遠藤氏（近江・三上藩主）	万延元年	1860
酒井氏（越前・敦賀藩主）	文久2年	1862

※上表は、加藤隆『幕藩体制期における大名家格制の研究』（近世日本城郭研究所、1969年）、加藤隆『幕藩体制と城郭』（近世日本城郭研究所、1983年）をもとに作成した。